

公開草案 2022年10月18日

(意見募集期限 2022年11月25日)

監査基準報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」の改正について

年 月 日  
日本公認会計士協会

改正案	現 行
<p>監査基準報告書706</p> <p><b>独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分</b></p> <p>2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2015年 5 月 29日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2020年 4 月 9 日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 10月 13日 最終改正 2023年 月 日</p> <p>日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第35号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省 略)</p> <p>《Ⅳ 適用》 (省 略)</p> <p>・ 本報告書( 年 月 日)は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及</p>	<p>監査基準報告書706</p> <p><b>独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分</b></p> <p>2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2015年 5 月 29日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2020年 4 月 9 日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 8 月 19日 最終改正 2022年 10月 13日</p> <p>日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第35号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省 略)</p> <p>《Ⅳ 適用》 (省 略)</p>

改正案	現 行
<p>び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」（2022年6月16日）と同時に適用する。なお、2022年10月13日付けで改正された倫理規則の変更に関連する事項は、2023年4月1日から適用するが、日本公認会計士協会が公表する倫理規則（2022年7月25日変更）の適用と合わせて早期適用することができる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：A15項）</li> <li>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） （上記以外の修正箇所）</li> </ul> </li> <li>・ 本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（ 年 月 日改正）</li> </ul> </li> </ul> </div> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><b>《付録3 「強調事項」区分及び「その他の事項」区分が設けられた監査報告書の文例》</b> （省 略）</p> <p><b>《文例1 「監査上の主要な検討事項」区分、「強調事項」区分及び「その他の事項」区分を含む監査報告書の文例》</b>（A17項参照）</p> <p>文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場企業の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600「<u>グループ監査における特別な考慮事項</u>」は適用されない。）。</li> <li>・ 監査契約書において、監査基準報告書210の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。</li> <li>・ 監査人は、入手した監査証拠に基づいて、無限定適正意見が適切と判断している。</li> <li>・ 監査人は、入手した監査証拠に基づいて、監査基準報告書570に従って、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関連する重要な不確実性が存在しないと判断してい</li> </ul>	<p>び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」（2022年6月16日）と同時に適用する。なお、2022年10月13日付けで改正された倫理規則の変更に関連する事項は、2023年4月1日から適用するが、日本公認会計士協会が公表する倫理規則（2022年7月25日変更）の適用と合わせて早期適用することができる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：A15項）</li> <li>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） （上記以外の修正箇所）</li> </ul> </li> </ul> </div> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><b>《付録3 「強調事項」区分及び「その他の事項」区分が設けられた監査報告書の文例》</b> （省 略）</p> <p><b>《文例1 「監査上の主要な検討事項」区分、「強調事項」区分及び「その他の事項」区分を含む監査報告書の文例》</b>（A17項参照）</p> <p>文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場企業の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600「<u>グループ監査</u>」は適用されない。）。</li> <li>・ 監査契約書において、監査基準報告書210の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。</li> <li>・ 監査人は、入手した監査証拠に基づいて、無限定適正意見が適切と判断している。</li> <li>・ 監査人は、入手した監査証拠に基づいて、監査基準報告書570に従って、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関連する重要な不確実性が存在しないと判断してい</li> </ul>

改正案	現 行
<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財務諸表作成日と監査報告書日の間に、企業の生産設備において火災が発生したため、財務諸表に後発事象として開示されている。当該事項は、利用者は財務諸表を理解する基礎として重要であると監査人は判断している。当該事項は当事業年度の財務諸表監査における、監査人が特に注意を払った事項ではない。</li> <li>監査基準報告書701に従って、監査上の主要な検討事項を報告することが求められている。</li> <li>監査人は、監査報告書日以前にその他の記載内容の全てを入手し、また、その他の記載内容に関して重要な誤りを識別していない。</li> <li>比較数値が表示されており、過年度の財務諸表は前任監査人により監査されている。比較数値に関して前任監査人が監査している旨及びその意見を記載することは法令により禁止されておらず、また、監査人はそれを記載することとしている。</li> <li>会社は監査役会設置会社である。</li> <li>監査人は、財務諸表の監査に加えて、法令等に基づくその他の報告責任を有する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財務諸表作成日と監査報告書日の間に、企業の生産設備において火災が発生したため、財務諸表に後発事象として開示されている。当該事項は、利用者は財務諸表を理解する基礎として重要であると監査人は判断している。当該事項は当事業年度の財務諸表監査における、監査人が特に注意を払った事項ではない。</li> <li>監査基準報告書701に従って、監査上の主要な検討事項を報告することが求められている。</li> <li>監査人は、監査報告書日以前にその他の記載内容の全てを入手し、また、その他の記載内容に関して重要な誤りを識別していない。</li> <li>比較数値が表示されており、過年度の財務諸表は前任監査人により監査されている。比較数値に関して前任監査人が監査している旨及びその意見を記載することは法令により禁止されておらず、また、監査人はそれを記載することとしている。</li> <li>会社は監査役会設置会社である。</li> <li>監査人は、財務諸表の監査に加えて、法令等に基づくその他の報告責任を有する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上